

令和 7 年 6 月市議会定例会提出案件

報 第 1 号	令和 6 年度鶴岡市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報 第 2 号	令和 6 年度鶴岡市病院事業会計予算繰越計算書の報告について
報 第 3 号	令和 6 年度鶴岡市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報 第 4 号	令和 6 年度鶴岡市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
議第 5 6 号	令和 6 年度鶴岡市一般会計補正予算（専決第 4 号）の専決処分の承認について
議第 5 7 号	令和 7 年度鶴岡市一般会計補正予算（第 1 号）
議第 5 8 号	令和 7 年度鶴岡市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議第 5 9 号	令和 7 年度鶴岡市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）
議第 6 0 号	鶴岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議第 6 1 号	鶴岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議第 6 2 号	鶴岡市旧朝日庁舎解体工事請負契約の締結について
議第 6 3 号	鶴岡市立朝陽第五小学校改築グラウンド整備工事請負契約の締結について
議第 6 4 号	鶴岡市立朝陽第五小学校改築プール整備工事請負契約の締結について
議第 6 5 号	財産の取得について（スクールバス）
議第 6 6 号	財産の取得について（タブレット型パソコン）
議第 6 7 号	鶴岡市高機能消防指令センター整備業務に関する委託契約の締結について
議第 6 8 号	財産の取得について（高規格救急自動車）
議第 6 9 号	財産の取得について（高規格救急自動車）
議第 7 0 号	財産の取得について（特殊はしご付消防自動車）
議第 7 1 号	財産の取得について（消防ポンプ自動車）
議第 7 2 号	財産の取得について（消防軽積載車）
議第 7 3 号	財産の取得について（消防小型動力ポンプ）
議第 7 4 号	土地の取得について
議第 7 5 号	庄内広域水道企業団の設立について
議第 7 6 号	市道路線の認定及び廃止について
議第 7 7 号	鶴岡市教育委員会委員の任命について

令和 7 年 6 月市議会定例会提出案件要旨

議第 6 0 号 鶴岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

- 1 妊娠、出産等を申し出た職員及び3歳未満の子を養育する職員に対し、次の措置を講じることとするもの
 - (1) 仕事と育児の両立に資する支援制度に関する情報の提供及びその利用に係る意向確認
 - (2) 職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る意向確認
- 2 任命権者は、職員から職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る意向を確認した場合において、当該意向に配慮しなければならないこととするもの
- 3 施行期日 令和7年10月1日

議第 6 1 号 鶴岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児部分休業を取得することができる時間の範囲を次のとおり定めた上で、これまで勤務時間の始め又は終わりにおいてのみ取得することができることとしていた規定を廃止するもの
 - (1) 1日につき2時間を超えない範囲内（育児に係る特別休暇等を取得している場合にあっては、2時間からその時間を差し引いた時間を超えない範囲内）
 - (2) 1年につき77時間30分を超えない範囲内
- 2 施行期日 令和7年10月1日

議第62号 鶴岡市旧朝日庁舎解体工事請負契約の締結について

- 1 工 事 名 鶴岡市旧朝日庁舎解体工事
- 2 工 事 場 所 鶴岡市下名川字落合1番地ほか
- 3 工 期 着 工 令和7年7月3日
完 成 令和8年6月30日
- 4 契約の方法 一般競争入札（条件付き）
- 5 契約金額 221,980,000円
- 6 契約の相手方 鶴岡市馬町字池ノ下78番地1
菅原建設株式会社
代表取締役社長 菅 原 徹

議第63号 鶴岡市立朝陽第五小学校改築グラウンド整備工事請負契約の締結について

- 1 工 事 名 鶴岡市立朝陽第五小学校改築グラウンド整備工事
- 2 工 事 場 所 鶴岡市切添町15番4号
- 3 工 期 着 工 令和7年7月1日
完 成 令和8年3月19日
- 4 契約の方法 一般競争入札（条件付き）
- 5 契約金額 178,200,000円
- 6 契約の相手方 鶴岡市東新斎町7番61号
株式会社佐藤工務
代表取締役 佐 藤 友 和

議第64号 鶴岡市立朝陽第五小学校改築プール整備工事請負契約の締結について

- 1 工 事 名 鶴岡市立朝陽第五小学校改築プール整備工事
- 2 工 事 場 所 鶴岡市切添町15番4号
- 3 工 期 着 工 令和7年7月1日
完 成 令和8年3月19日
- 4 契約の方法 一般競争入札（条件付き）
- 5 契約金額 173,800,000円
- 6 契約の相手方 鶴岡市宝田二丁目9番72号
株式会社佐藤組
代表取締役 佐 藤 友 行

議第65号 財産の取得について（スクールバス）

- 1 取得しようとする財産 スクールバス（中型バス） 3台
- 2 取得予定価格 54,725,000円
- 3 取得の相手方 鶴岡市錦町2番60号
株式会社庄交コーポレーション
代表取締役 近藤 司

議第66号 財産の取得について（タブレット型パソコン）

- 1 取得しようとする財産 タブレット型パソコン 7,932台
- 2 取得予定価格 898,695,600円
- 3 取得の相手方 鶴岡市宝田三丁目2番18号
キューブワン情報株式会社鶴岡支社
支社長 佐藤 貢 司

議第67号 鶴岡市高機能消防指令センター整備業務に関する委託契約の締結について

- 1 工事名 鶴岡市高機能消防指令センター整備業務
- 2 工事場所 鶴岡市地内
- 3 工期 着工 令和7年6月28日
完成 令和8年3月31日
- 4 契約の方法 一般競争入札（条件付き）
- 5 契約金額 646,993,600円
- 6 契約の相手方 山形市十日町二丁目4番19号
NECネットエスアイ株式会社山形営業所
所長 佐々木 洋 徳

議第68号 財産の取得について（高規格救急自動車）

- 1 取得しようとする財産 高規格救急自動車
- 2 取得予定価格 17,732,000円
- 3 取得の相手方 鶴岡市美咲町34番5号
山形日産自動車販売株式会社
代表取締役 小 関 眞 一

議第69号 財産の取得について（高規格救急自動車）

- 1 取得しようとする財産 高規格救急自動車
- 2 取得予定価格 17,732,000円
- 3 取得の相手方 鶴岡市美咲町34番5号
山形日産自動車販売株式会社
代表取締役 小 関 眞 一

議第70号 財産の取得について（特殊はしご付消防自動車）

- 1 取得しようとする財産 特殊はしご付消防自動車
- 2 取得予定価格 261,800,000円
- 3 取得の相手方 鶴岡市宝田二丁目1番46号
株式会社石井自動車整備工場
代表取締役 石 井 正 則

議第71号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）

- 1 取得しようとする財産 消防ポンプ自動車
- 2 取得予定価格 27,610,000円
- 3 取得の相手方 鶴岡市美原町17番32号
株式会社大滝商会
代表取締役 山 口 毅

議第 7 2 号 財産の取得について（消防軽積載車）

- 1 取得しようとする財産 消防軽積載車 4 台
- 2 取得予定価格 24,992,000 円
- 3 取得の相手方 鶴岡市錦町 2 番 60 号
株式会社庄交コーポレーション
代表取締役 近 藤 司

議第 7 3 号 財産の取得について（消防小型動力ポンプ）

- 1 取得しようとする財産 消防小型動力ポンプ 9 台
- 2 取得予定価格 18,364,500 円
- 3 取得の相手方 鶴岡市美原町 17 番 32 号
株式会社大滝商会
代表取締役 山 口 毅

議第 7 4 号 土地の取得について

- 1 取得しようとする土地 鶴岡市鼠ヶ関字中道 27 番 3 ほか 35 筆
19,453.66 m²
- 2 取得予定価格 524,792,732 円
- 3 取得の相手方 鶴岡市末広町 5 番 22 号 マリカ西館
一般財団法人鶴岡市開発公社
理事長 阿 部 真 一

議第 7 5 号 庄内広域水道企業団の設立について

庄内広域水道企業団の設立のため、酒田市及び庄内町と共に規約を定めるもの

1 名称及び組織

企業団の名称を「庄内広域水道企業団」とし、鶴岡市、酒田市及び庄内町をもって組織することとするもの

2 共同処理する事務

企業団は、水道事業の経営に関する事務及びこれに附帯する事務を共同処理することとするもの

3 企業団議会の組織等

(1) 企業団の議会の議員の定数は 1 3 人とし、構成市町ごとの定数は次のとおりとするもの

ア 鶴岡市 6 人

イ 酒田市 5 人

ウ 庄内町 2 人

(2) 企業団議員は、構成市町の議会において議員の中から選挙するものとし、欠員が生じた場合は、当該の構成市町の議会から補欠選挙により選出することとするもの

(3) 企業団議員の任期は、構成市町の議会の議員の任期によることとするもの

(4) 企業団の議会は、企業団議員の中から議長及び副議長各 1 人を選挙し、その任期は、企業団議員の任期と同一とするもの

4 企業長及び副企業長

(1) 構成市町の長の間の互選により、4 年の任期の企業長を置くこととするもの

(2) 企業長となる構成市町の長を除く構成市町の長をもって 4 年の任期の副企業長を置くこととするもの

5 職員

企業団に職員を置き、その定数は企業団の条例で定めることとするもの

6 監査委員

企業団に 4 年を任期とする監査委員を 2 名置くこととするもの

7 運営協議会

企業団の事務に関する重要な事項を協議するため、企業長及び副企業長で組織する運営協議会を置くこととするもの

8 経費の支弁の方法

企業団の経費は、企業団の事業により生じる収入、企業債、補助金、負担金その他の収入をもって充てることとするもの

9 施行期日

(1) 1、3、4、5、6 及び 7 山形県知事の許可があった日

(2) 2 及び 8 令和 8 年 4 月 1 日

議第 7 6 号 市道路線の認定及び廃止について

1 認定する路線 2 路線

日枝海老島 7 号線 沢山木揚場線

2 廃止する路線 1 路線

沢山木揚場線